

長柄町地域福祉計画

社会福祉法人長柄町社会福祉協議会

地 域 福 祉 活 動 計 画

平成27年3月

長 柄 町

社会福祉法人長柄町社会福祉協議会

目 次

1. 計画の意義	p2～3
2. 長柄町の現状	p4
3. 地域福祉の課題と背景を踏まえた取り組み	p5～7
4. 取り組みに向けた機能分担	p8～12
5. 今後の展開	p13～19
6. 結論	p20
資料 1 地域簡易分析シート（簡易版地区カルテ）	p21
2 地域福祉に関する各種事業	p22～25
長柄町地域福祉策定委員会設置要綱	p26～27
長柄町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	p28
長柄町地域福祉策定委員会・長柄町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	p29

※おことわり※ 本計画では「障害」の記載は原則「障がい」と記載しますが、法律や制度上の表記、団体等の正式名称について「障害」となっているのはそのまま記載しています。

1. 計画の意義

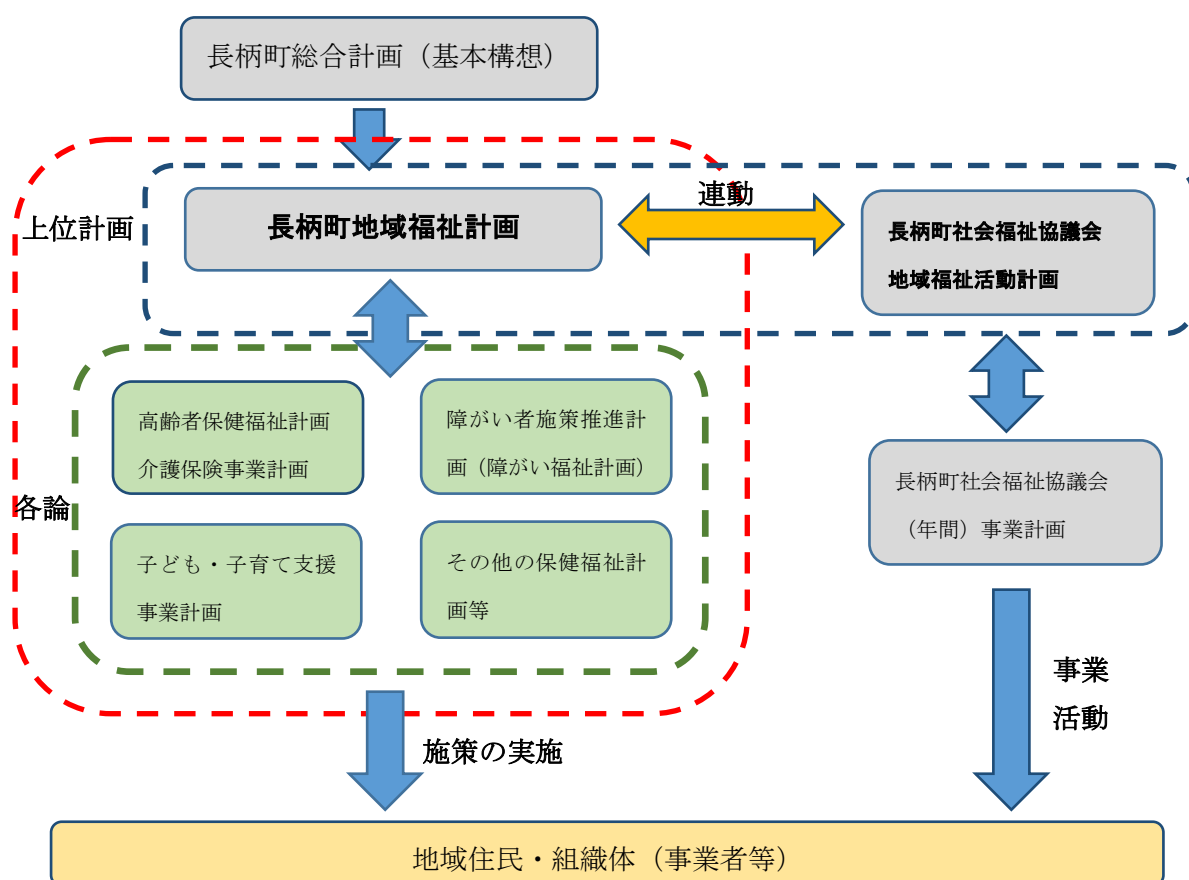
地域福祉計画は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条により地域福祉の推進に関する下記にかかる事項を定めるものであり、市区町村が定める各種の福祉計画の上位計画として位置づけられるものである。

- 一、地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

本町では基本構想としての「長柄町第4次総合計画（平成23年度～平成32年度）」があり、その目指すところと各種福祉計画の結節点として地域福祉計画を位置付けていきたい。

また社会福祉法人長柄町社会福祉協議会（以下「町社会福祉協議会」）の地域福祉活動計画は地域福祉計画に連動して地域を構成する人や組織体が協働し、そこに暮らす人々が安心して住み続けられるよう町社会福祉協議会が活動するための指針として位置づけられるものである。

（表1）地域福祉計画と地域福祉活動計画のイメージ



長柄町の掲げるキャッチ・フレーズは「水が輝き、緑が輝き、そして笑顔が輝くヒューマンリゾートながら」であるが、笑顔が輝くためにはあらゆる人がこの長柄町で安心して暮らしていけるよう地域づくりを行っていくのが必須である。

本地域福祉および地域福祉活動計画は地域として地域福祉をどう実現するかという点を主眼にしているため、福祉における各分野の高齢者保健福祉・介護保険、障がい者福祉、子ども・子育てについてはそれぞれの詳細な現状や達成目標、それに向けた方針などは各種計画が別に制定されることからそれらに拠るものとする。



2. 長柄町の現状

長柄町の27年1月末時点の住民基本台帳上の人口は7,482人であり人口減少が続いている。高齢化率（65歳以上）も年々高まっており27年1月末時点では33.4%となっている、反面義務教育までのいわゆる子ども人口は減少の一途を辿り、20年1月末では922人（人口構成比11.1%）あったものが27年1月末では669人（同8.9%）まで落ち込んでいる。

（表2）人口の推移

	人口	人口		高齢化率 (%)
		うち15歳未満	うち65歳以上	※小数点第2位四捨五入
20年1月末	8,322	922	2,146	25.8
23年1月末	7,949	833	2,176	27.4
24年1月末	7,838	776	2,212	28.2
※25年1月末	7,803	745	2,303	29.5
※26年1月末	7,617	708	2,400	31.5
※27年1月末	7,482	669	2,502	33.4

※24年7月以降の人口は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）改正により外国人を含む

（表3）福祉関係の各種指標（27年1月末時点）

	該当数	※1 該当率 (%)
生活保護世帯数	90	3.1
高齢者世帯数	1,046	35.7
※上記の内独居	410	14.0
母子・父子世帯数	66	2.3
※2 要介護認定者数	324	4.3
各種手帳保持者数	397	5.3
うち身体障がい	309	4.1
うち知的障がい	51	0.7
うち精神保健福祉	37	0.5

※1 世帯数の該当率は1月末世帯数（2,927）で除したもの。人口の該当率は表2記載の27年1月末人口で除したもの

※2 要介護には要支援者を含み、住所地特例は含まず

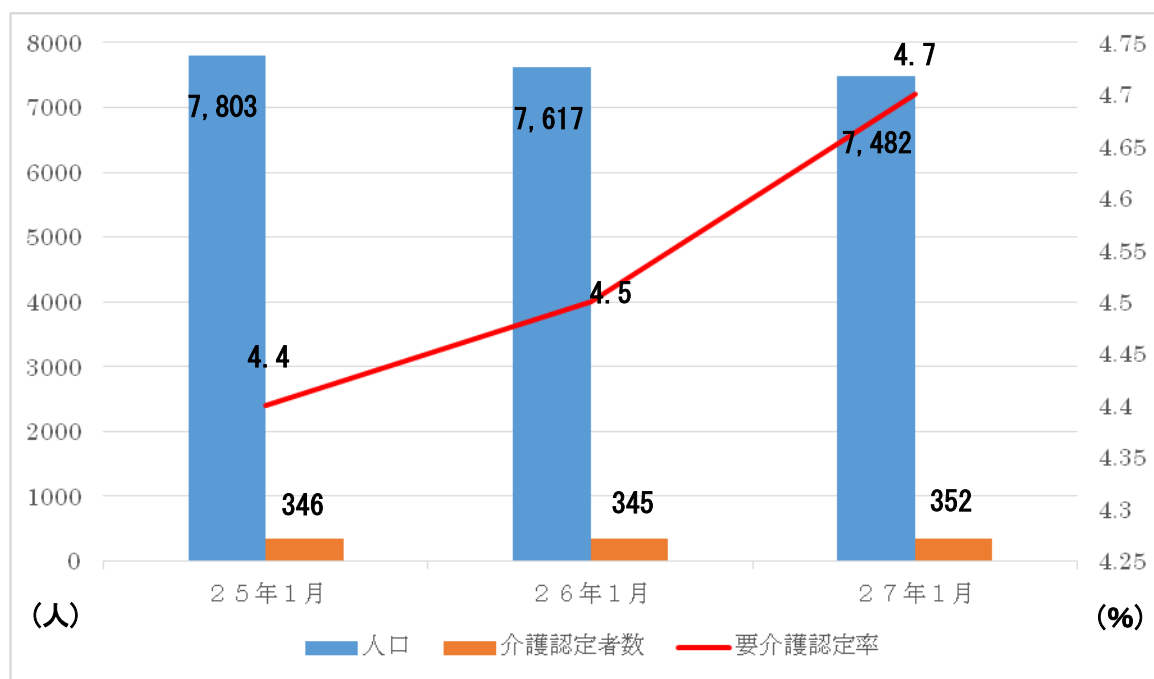
3. 地域福祉の課題と背景を踏まえた取り組み

・地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み

20年1月末から年間平均120人の人口減少と少子高齢が著しい長柄町にあっては、人口減少と少子化に歯止めをかけるのが本来であれば、今後の地域福祉の担い手などの面を考慮しても地域福祉における緊喫の課題であるが、我が国全体でも人口減少と少子高齢化が続いていること等を考慮すると決定的な歯止めをかけるのは難しい面がある。

一方、高齢化で給付増が続く介護分野において介護認定者はここ3か年ではほぼ横ばいではあるものの、人口自体が減っているので人口比では上昇している。

(表4) 人口、介護保険認定者および要介護認定率



※上記グラフ数値には「住所地特例者」を含む

こうした中、平成27年4月の介護保険法（平成9年法律第123号）改正により新しい介護予防・日常生活支援総合事業が開始されることになり、平成29年までには全国の市区町村で実施されることになっている。

この新しい事業は、既存の介護事業所によるサービスだけではなく地域の実情にあわせて様々な社会福祉資源（例・NPOやボランティアなど）を開発・活用し、よりきめ細かいサービスや取り組みを実現するものであり、その過程で高齢者自身

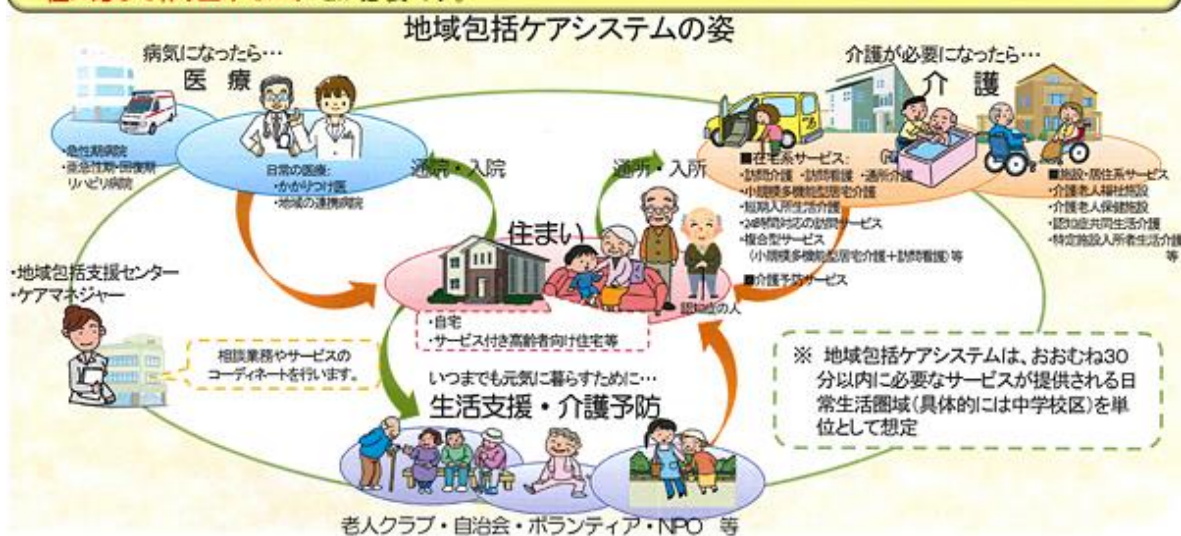
もサービスの提供側に回る可能性もあり、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるようにする仕組みとなっている。

この事業に限らず、近年の医療・保健・介護のほか各種福祉施策は「住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続ける」という地域包括ケアシステムの構築を前提としている、このシステムの考え方は医療介護分野および高齢者のみならず、ノーマライゼーションの理念により社会的入院や入所といった隔絶された環境でなく健常な方々とともに地域で生活したい障がいの方々、そして子どもを含む全ての地域住民が対象であり、かつ主体的な参加を期待しており、他世代連携など地域における福祉力が問われてくるものである。

(図1) 地域包括ケアシステムのイメージ

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。**
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。**



出典:厚生労働省HP「地域包括ケアシステム」

少子化、子育て支援についても、子どもたちが安心して過ごせる環境を実現すること、例えば防犯や災害対策、子どもと親、地域住民の交流などにおいては顔が見える関係が重要であり見守りなど地域で子どもたちを慈しむ環境整備が必要である。また27年4月から施行される生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)は市および福祉事務所を設置する町村等が実施主体であり、長柄町において

は千葉県が実施主体となる予定であるが、速やかに困窮の兆候を察知し自立支援相談や保護などにつなげるためには地域力が欠かせないものである。生活困窮は子どもや障がいの方、要介護・要支援者などの虐待につながるものであり対策は急務となるものである。

こういった点から地域の福祉力を再点検し、課題を発見し再構築または開発を行い地域包括ケアを実現していくことが、介護、障がい者福祉、子ども・子育てといった全ての分野にとり有益なことからこの実現に向けた取り組みを長柄町地域福祉計画および町社会福祉協議会地域福祉活動計画における最優先課題としたい。

4. 取り組みに向けた機能分担

地域包括ケアは本来の地域のコミュニティーがその役割を果たせば、サービス事業者などのハード面を整備すれば体制はかなりの部分で整う。しかし最近はライフスタイルなど価値観の変化もあり、ハード面だけの整備では実現できない部分も多い。まして長柄町の周辺地域においてはいわゆる福祉サービス事業者はそれほど多くなく、例えば障がい福祉サービスなどは本町にはほとんど事業者がなく近隣自治体のサービス事業者に頼らざるを得ないなど厳しい状態であるが、今後の新規参入を望むのは難しいため地域や既存資源でどこまで賄うかがポイントとなる。

そのためには基礎自治体として行政を行う長柄町と社会福祉法第109条に基づく地域の福祉に携わる者の協議の場としての町社会福祉協議会の協働が欠かせない。そして依拠するものが異なる以上機能分担が不可欠である。

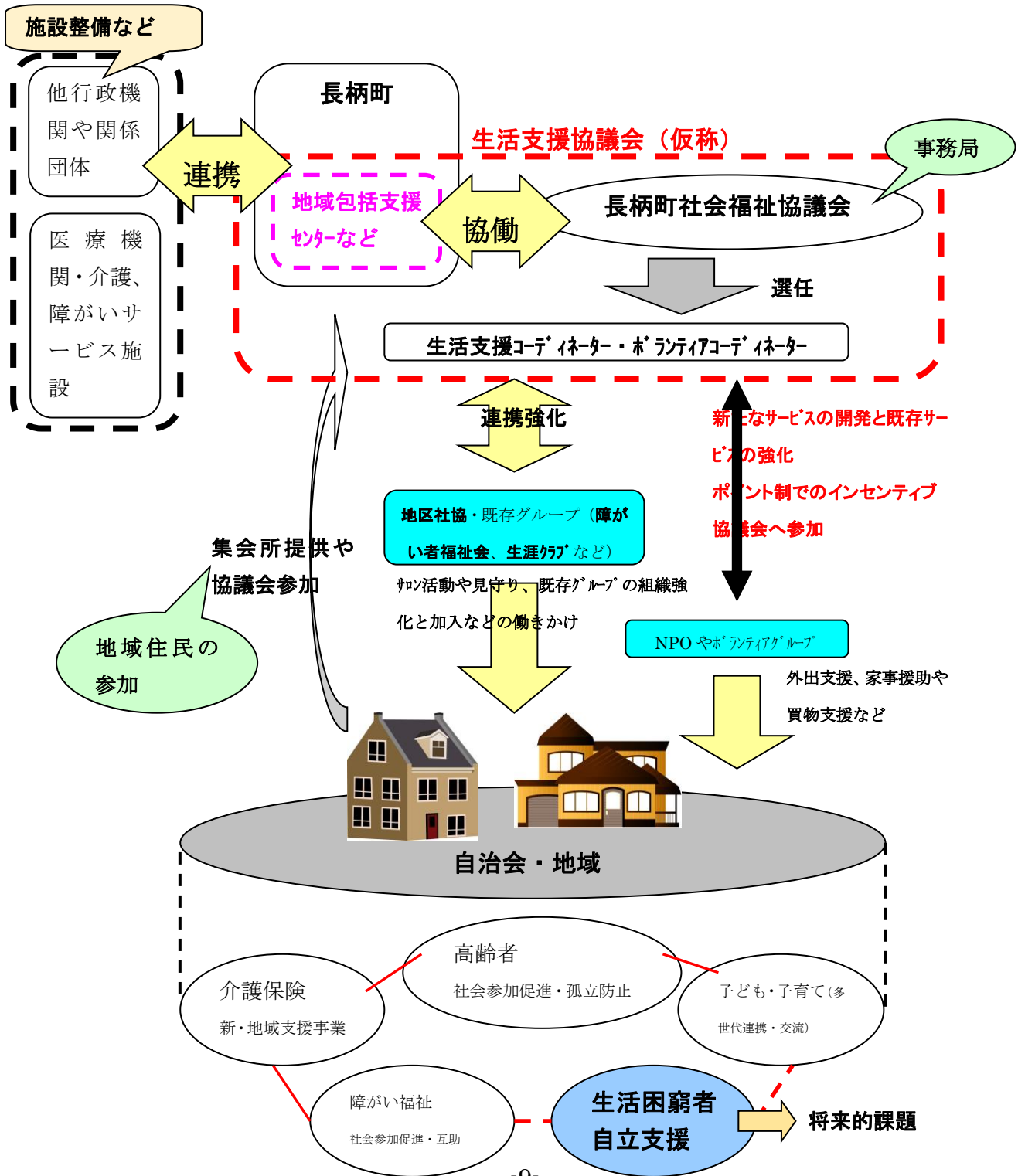
機能分担のポイントはこうした観点から下記のようにまとめられる。

(表5) 機能分担の主なポイント

	ポイント事項
長柄町	<ul style="list-style-type: none"> ・法律に基づき行政を執行する基礎自治体である ・上記により税・保険料・各種公課を課すことができ、また地方交付税等の確固とした法定財源がある ・広域圏（長生地域）に自治体間の連携ができる。施設整備などの情報を持ち得る ・福祉センターなど各種の行政施設を持っている ・自治会との関係等で地域住民との確固たる接点がある。また住民基本台帳や医療・保健・介護・福祉等の行政サービスに関して需要見込みなどを算出できる相当量のデータを保有している
長柄町社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法に基づく団体として各種福祉事業者や地域福祉団体との接点を持っている ・地区で活動するボランティアなどの情報を持っている ・社会福祉法人という民間事業者なので法律に抵触する重大な欠陥を抱えない限り創意工夫による制度設計ができる、また各種社会福祉事業を行う中で「生の声」を吸い上げることができる ・地域の実情や各種サービスに関する数量的なデータを持ちうるのが難しく、また社会福祉法人としての性格上、自前の財源が「会費」や「寄附金」、「共同募金配分金」や公益事業または収益事業の剰余金に限られるため、財源の多くを行政からの補助金に頼らざるを得ない。

表5のような違いを踏まえつつ、地域包括ケア実現のため、より効率的にまた各々が持つ資源を最大限活かしていくことが重要である。概念としては下記のようなになる。

(表6) 長柄町版地域包括ケアの将来イメージ



地域包括ケアの構築のためには、マンパワーとしてのボランティアの発掘やサービスの開発など新たな取り組みを性急に行うだけではなく、既に活動している下記表7のような団体資源や既存の事業の枠組みを再点検して、連携などを強化し深化させていくことも重要になる。

現在、町社会福祉協議会で活動を把握している各種団体は下記のとおりである。

(表7) 町・社会福祉協議会参加の各種保健福祉関係団体

・長柄町

	団体名称	構成員数	事業内容
1	長柄町介護予防推進員	14	介護予防活動を地域に普及啓発させ住民主体の健康づくりを促進
2	長柄町介護予防サポーター	18	上記活動における地域住民への窓口やとりまとめを行う
3	長柄町食生活改善・健康づくり推進員	28	生活習慣病予防のための食生活や運動等、健康づくりの普及促進

・社会福祉協議会

	団体名称	構成員数	事業内容
1	長柄町民生委員児童委員協議会	17	民生委員活動
2	長柄町障がい者福祉会	35	障がい者の福祉向上
3	長柄町生涯クラブ	203	高齢者の生きがいと福祉の向上
4	人権擁護委員	3	人権擁護
5	保護司会	5	既犯者の更生支援、社明運動
6	更生保護女性会	29	更生支援の援助、社明運動
7	日本赤十字社千葉県支部長柄町分区奉仕団	27	赤十字社理念に基づいたボランティア活動、救護活動などの普及
8	長柄町遺族会	159	戦没者の顕彰と遺族の福祉向上
9	生涯大学長柄同窓会	22	生涯大学卒業生の交流、ボランティア活動
10	長柄町ボランティアグループ	32	ボランティア活動
11	長柄地区社会福祉協議会	37	地区世代間交流や慰問など
12	日吉・水上地区社会福祉協議会	27	地区世代間交流や慰問など

※26年度各団体提出資料より

27年に予定され、29年4月から実施される予定の介護保険法改正に伴う新しい介護予防・日常生活支援総合事業では地域の課題から必要とされるサービスを発掘・開発しボランティアや元気な高齢者を活用して事業を推進するため、(表6)のように生活支援協議会(仮称)を長柄町と町社会福祉協議会で立ち上げて事業を

実施する予定である。こうした協議会に各種団体が参加することで様々な情報が集まり、的確なサービスが実施できるものと期待される。

またこうした枠組みは地域の実情の把握に有益であり、高齢者、障がい者福祉、子ども・子育て支援などにも資するものと考えられる。いずれにしても地域福祉の在り方を見直し、地域を見つめ直す良い機会になる。

こうした点から地域包括ケアの枠組みにおいて長柄町と町社会福祉協議会の役割分担は下記のように分類できる。

(表8) 地域包括ケア実現に向けた機能分担

	機能分担
長柄町	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会全般の指導・監督（法律面など） ・財政的支援 ・各種情報提供や生活支援協議会（仮称）・町社会福祉協議会が他機関・自治会と連携する場合(自治会集会所を借りる場合の援助等を想定)の支援
長柄町社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会事務局全般 ・生活支援コーディネーターとボランティアコーディネーターを協議会に派遣し、ボランティア組織や既存団体の受け皿となって実際の活動や活動の調整を行なう ・既存の活動地域福祉団体の組織強化と支援 ・ボランティアの養成や新しいサービスの開発・発掘 ・社会福祉施設との連携（※長期的課題）

また現状において下記の会議が毎月行われていて、福祉事務所を持たず千葉県長生健康福祉センター（以下「長生保健所」）で生活保護などの業務を行っている本町と長生保健所および関係者間で情報の共有を図り福祉の切れ目のない連携を図っている。

保健福祉会議	<p>(目的)</p> <p>高齢者、心身障がい者及びその他福祉全般に関する問題を的確に把握するとともに、その問題に対する円滑かつ適切な福祉サービスの提供について、調整・検討すること</p> <p>(開催日)</p> <p>原則毎月第2月曜日 午前9時30分より</p> <p>(参加者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長生健康福祉センター（長生保健所）地区担当保健師 ・長柄町住民課職員（高齢者・障がい者・児童担当職員、保健師、
--------	--

	看護師、社会福祉士) ・長柄町社会福祉協議会職員 ・その他必要があると認められる機関の担当者
--	--

(長柄町保健福祉連絡会議実施要領より)

こうした社会福祉資源を有効に活用することにより情報の共有と資源の融通を図っていき、そのうえで地域の福祉ニーズを把握していくことが地域包括ケアへ向けての第一歩と考えられる。



5. 今後の展開

○地域の福祉課題・具体的ニーズ

ア. (高齢者の福祉ニーズ)

平成26年3月の千葉県長柄町日常生活圏域ニーズ調査報告書（調査数780、回答数652）によれば、高いと思われるリスクは下記のとおりである。

	リスク割合
うつ予防	43.3%
二次予防	40.9%
認知症予防	39.2%

また地域包括支援センターに平成25年4月から平成26年12月までに寄せられた相談で多かったのは概ね下記のとおりである。

	件数 (割合)
相談総数	1,729
(内訳) 介護保険・介護予防関係	1,190 (68.8%)
医療関係	245 (14.1%)
高齢者・障がい福祉	123 (7.1%)

これらの結果を見ると高齢者は何かあった場合の、あるいは何かが起こったときに十分に相談などのケアを行える体制が必要であることがうかがえる。



○具体的な行動

身近で十分な相談ニーズを満たせるかどうかが課題である。特に地域には民生委員や地区社協といった地域福祉活動を行う社会資源が既に存在しているため、これらのネットワークをどう育成していくか、また地域で課題が発生したときにどう行政などと連携していくかが重要になってくる。

地域の高齢者がそういった課題を抱えて孤立したりしないように日頃から高齢者自身のつながりを維持する取り組みも必要になる。またそういった機会をとらえて健康づくりや介護予防に活かす仕組みを構築する必要がある。

障がい者、子どもも同様だが、地域防災の観点から速やかな避難や犯罪防止などでも地域の目というのは重要である。

(上記のためのアクション)

・ **高齢者が孤立化しないような取組**

- 福祉センターミニデイ事業
- 二地区社協おたのしみ会、高齢者サロンの展開（高齢者自身のつながり）
- 配食サービス（町受託事業）
- その他新規又は既存のサービスも活用した見守り等

・ **上記の取組に連携した健康づくりや介護予防の取組**

- 介護予防推進員や介護予防サポーター、保健師による取組等連携

・ **「傾聴ボランティア」など高齢者に寄り添える取組**

・ **高齢者の権利を擁護するための取組（日常生活自立支援等）**

また上記の他に高齢者の生きがいの確保と、能力に応じた勤労の機会を与えるシルバー人材センターも高齢者の社会参加の上ではきわめて重要であるため活動を活発化する方策を検討する。

イ. (障がい者の福祉ニーズ)

障がい者の福祉ニーズはその方の障がいの程度などにより多種多様（施設サービス、居宅介護サービス、就労支援等）であるが、長柄町においては資料1「地域簡易分析シート（簡易版地区カルテ）」によれば27年2月1日時点における身体、知的、精神保健福祉の各種手帳保持者数は397名であり、そのうち65歳以上が既に238人にのぼる、また今後高齢化の進展によりその割合が増えると見込まれるので地域福祉の観点ではその対応が必要になる。

また障がい者が高齢になるに従い、リスクが増え、特に近年頻発している自然災害においては確実に危険にさらされるため、その対応も急務である。

加えて障がい者は程度が重くなればなるほど往々にして支える家族への負担も大きいことと、障がい者自身も介助がなければ外部との接点が失われがちになること、また家族も同様になる傾向であるので、結果的に孤立しかねない懸念がある。そのため外部、すなわち地域や社会とつながる機会をどう作っていくかが課題となる。



○具体的な行動

障がいをお持ちの方が外部（地域社会）との接点をどう作っていき、家族も含めて、その意思を尊重しノーマライゼーションの考え方に立脚し、孤立させないという対応が必要になる。

（上記のためのアクション）

・障がい者とその家族が孤立化しない取組

→福祉サービス（施設や居宅、ショートステイ、就労支援等）が必要な方については家族の負担なども考慮し、適切なサービスをやその情報を提供できるような体制を整える（※障がい者福祉計画）

→比較的自立した生活が可能な方には各種障がい者団体（例・障がい者福祉会等）や各種サービス関係についての情報を速やかに提供できる体制を整え参加や利用を促す。

→防災・防犯上弱者となり易い障がいをお持ちの方については地域で居住状況などを把握できる体制を考慮するとともに、災害時の医療や支援サービスについて予め関係者である程度の共通認識を整理できるようにする。

ウ.（子ども子育てのニーズ）

ニーズ調査（複数回答可）の結果から子ども子育てにおけるニーズの主なものは

下記のとおりである。

	該当割合
小児医療体制の充実	56.3%
乳幼児の遊び場（公園等）の整備	53.8%
子育てしながら働きやすい環境整備	38.7%

また町こども園に望むニーズの主なものは、

	該当割合
友だちとのびのびと遊ぶこと	56.3%
自然体験など多様な体験をすること	50.4%
集団で行動できるようになること	48.7%

となっている、これらのことから特に地域福祉の観点で工夫次第で実現できるニーズとしては子どもの成長過程における体験やある程度の規範などの部分である。

↓

○具体的な行動

ウ. 子ども子育てのニーズ

地域社会で子育てするという観点から親も子どもも安心できる地域社会の構築が重要である。昨今は若者による残虐な事件なども後を絶たず、子どもの「こころ」の問題が取りざたされてるが、それにはやはり多種多様な経験と人との触れ合いが子どもの豊かな情操や、他者を慮るこころの育成につながると考える。

(上記のためのアクション)

・他世代連携の必要性

→現在地区社協が学校で行っている「昔遊び」や「花壇の整備」、「運動会に参加」等で地区住民との交流推進

→社協で行うミニデイ事業や子ども園年長児の施設訪問など子どもたちの多様な福祉経験を推進する、将来的には地域の高齢者サロンに子ども達も参加するという取組みも考慮する

・福祉教育の推進→多様な方々（障がいを持ったり、年齢を重ねると機能が落ちる、様々な事情で独居だったり）が存在する事実を知り、そういった方々に何ができるかを考える取組みを支援する

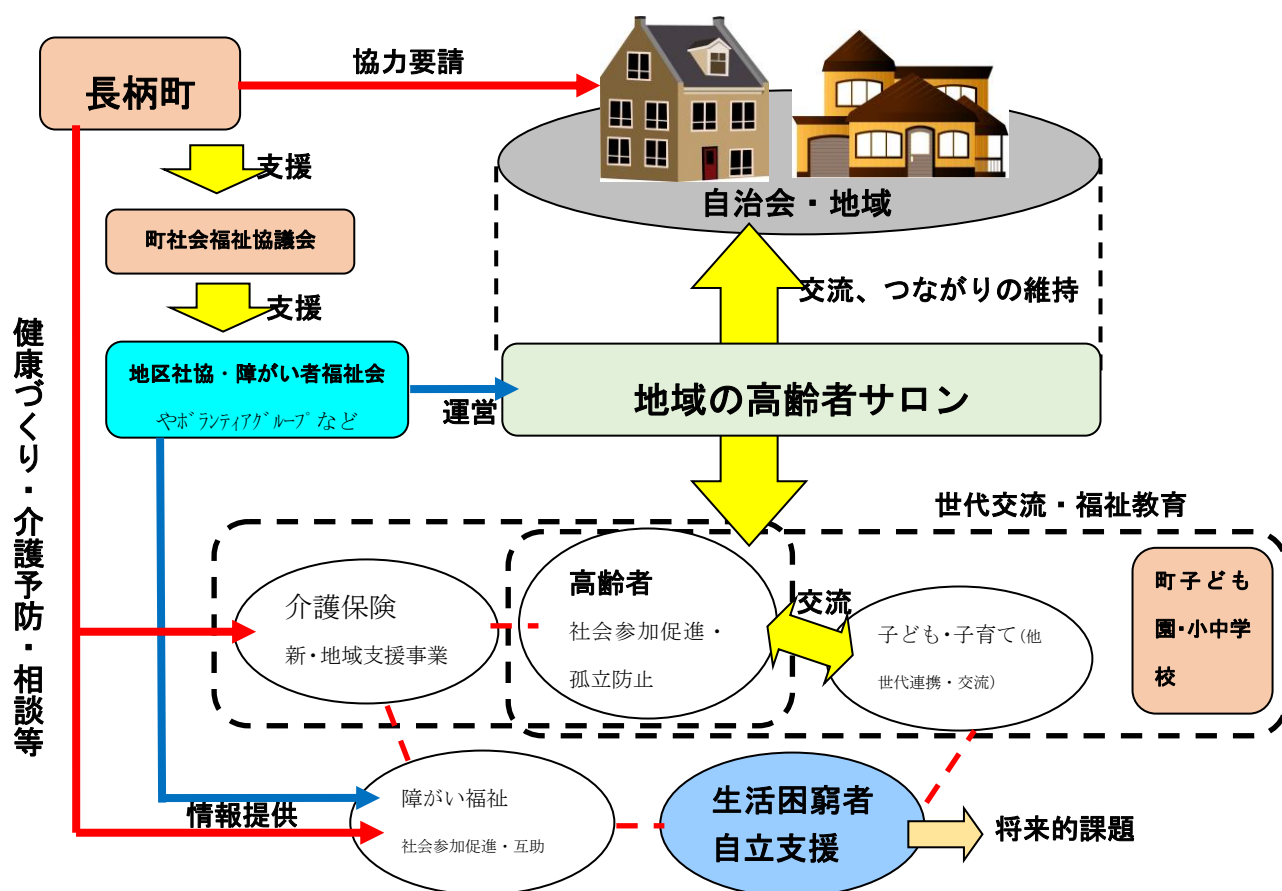
エ. その他福祉のニーズへの対応

福祉のサービスは資料2にもあるように多種多様なものがあり、高齢者や障がい者、子育てまたはひとり親家庭などで役に立つサービスも多いが、一方でこれらのサービスが十分対象者に周知されているかについては議論の余地もあるので今後広報や情報提供の体制やあり方について継続した検討が必要である。

そのためこういった福祉サービスについては関係者が情報を共有し、必要な方が必要なサービスを受けられるよう配慮することも必要である。

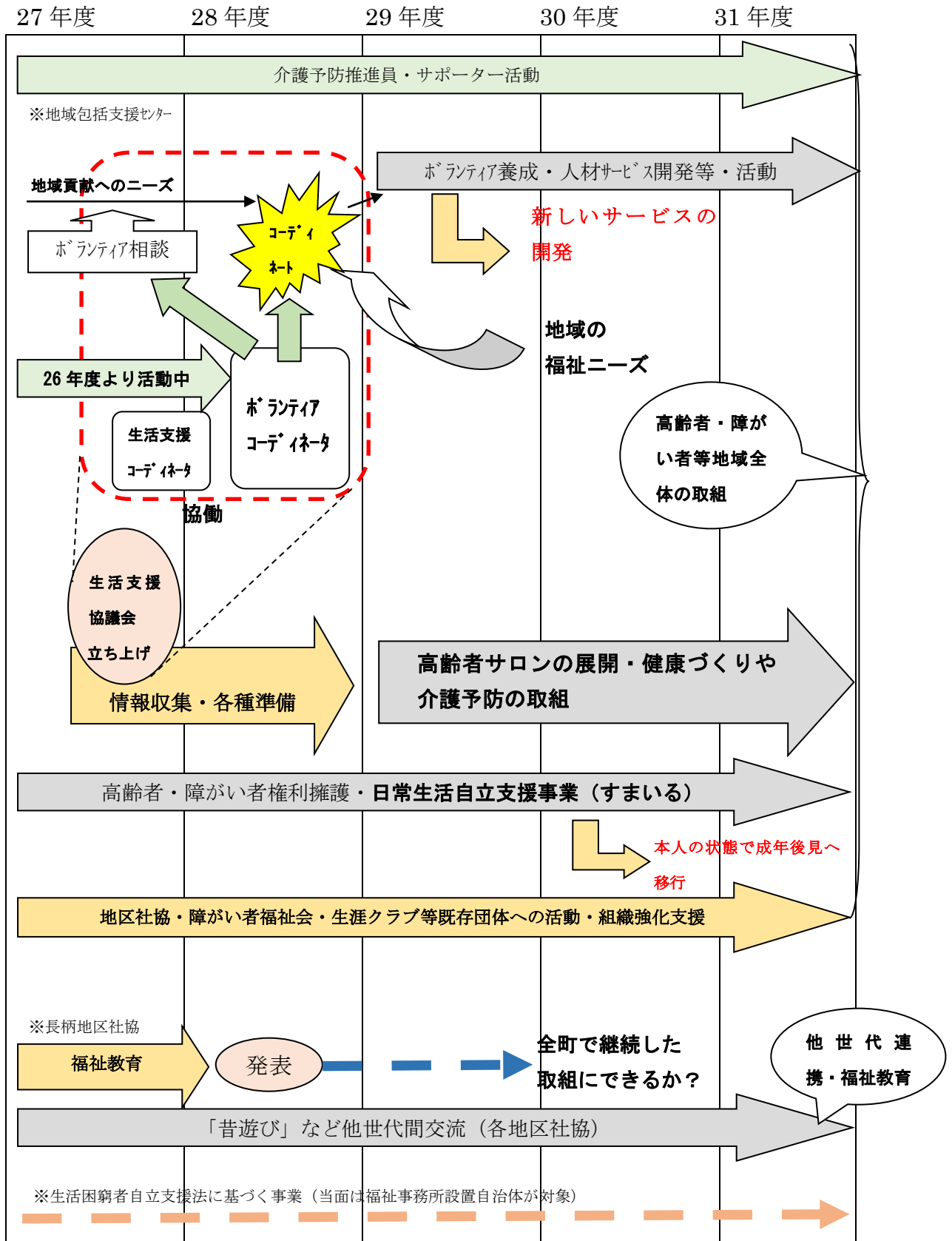
これらア～エをイメージにすると次頁のようになる。

(表9) 福祉ニーズに応じた地域福祉の枠組み



- ・長柄町の役割 → 関係団体が円滑に活動できるよう支援（環境整備）
健康づくり、介護予防・障がい福祉サービスなどの必要な情報提供
- ・町社会福祉協議会の役割 → 関係団体の活動への人的・技術的支援
地域課題への対応と人材育成と発掘など

○主な事業とタイムスケジュール



長柄町また町社会福祉協議会は町社会福祉協議会を事務局として生活支援協議会（仮称）を27年度中（下半期）に立ち上げられるようにする。町社会福祉協議会は生活支援コーディネーターを派遣し、既に立ち上がっているボランティアコーディネーターと協力し、各種グループなどと調整を行っていく。

本計画は27年度を始期として5年を1期として作成するが、中途でも進捗状況をローリングして見直すべきものがあれば見直す。

○今後の課題

人口の少ない町としては従来から自治会等の地域の各種役職と地域福祉団体（地区社協や各種団体）の構成員は兼務していることが多いため、新たな役割が増えると繁忙になる可能性がある。それが慢性的に続くと地域の担い手がいなくなり地域福祉における働きかけができないという事態になりかねないため、今後そういった状態を少しでも緩和する努力が必要になる。

そのため長柄町においては新たな担い手の確保の検討、町社会福祉協議会では事業の見直しや人的な支援なども場合によっては必要になる。

6. 結論

本地域福祉計画・地域福祉活動計画においては長柄町に最適な地域包括ケアシステムを将来的に構築するために、まず地域の各種資源を活かして地域福祉の仕組みを再形成することを目標とする。

また地域福祉においては基本的にマンパワーが重要であるので、そういった人材が貢献しやすい環境を整備していくために長柄町と町社会福祉協議会は積極的に連携し協働するべきである。

福祉はともすれば個人個人の尊厳に触れる部分もあるので神経質になりがちだが対応が遅ければ個人の権利が損なわれる部分も出てきかねないので情報共有なども含めて幅広く検討していく必要がある。特に個人情報保護については、小さなコミュニティーである長柄町では情報が漏えいした場合一気に広がりかねず、悪用されないとも限らないので十分な注意を求められる。しかしながら必要以上に個人情報がガードされてしまうと逆に必要な連携を取りえない可能性もある。そもそも個人情報保護が非常に神経質になった背景には個人情報を扱う関係者への不信がその背景にある。

この点については活動を通じていかに地域福祉関係者が当事者の信頼を得ることができるかにかかっている。地域福祉はすなわち地域力そのものであるので関係者には真剣な対応が求められる。

◎資料 1

地域簡易分析シート(簡易版地区カルテ)

社会福祉法人長柄町社会福祉協議会

平成27年2月1日 時点

地区 名称	人口			高齢 化率 (%)	高齢者世帯数	介護認定者数			各種手帳保持者数						母子父子世帯		生活 保護 世帯数	小学校 児童数				
	内訳					うち独居	要支援	要介護	要介護認定率	※内訳			手帳保持率		母子	父子						
	14歳以下	15歳64歳	65歳以上	65歳以上	身体					知的	精神	3%未満	3%以上									
長柄地区社協	力丸	147	15	72	60	40.8	20	1	8	6.1	14	9	13	1	9.5	8.8			67	151		
	千代丸	92	7	56	29	31.5	10	6	1	1.1	2	1	2		2.2	2.2						
	山根	721	56	435	230	31.9	95	30	1	24	3.5	30	18	26	3	1	4.2	3.6			4	
	国府里	298	22	183	93	31.2	37	15	2	8	3.4	22	12	17	5		7.4	5.7			3	1
	味庄	411	61	232	118	28.7	53	15	1	18	4.6	24	14	17	3	4	5.8	4.1			9	1
	船木	147	9	80	58	39.5	27	14	1	6	4.8	7	6	6		1	4.8	4.1				
	中野台	45		33	12	26.7	2	2		1	2.2	0	0			0	0					
	上野	305	29	171	105	34.4	64	24	1	13	4.6	12	6	7	3	2	3.9	2.3				
	山之郷	901	70	540	291	32.3	133	59	2	30	3.6	59	29	46	4	9	6.5	5.1			7	
	六地藏	199	13	101	85	42.7	32	18		8	4	12	11	11		1	6	5.5			1	
長柄山	508	62	273	173	34.1	66	23	4	22	5.1	25	19	21	1	3	4.9	4.1	3				
皿木	347	25	212	110	31.7	50	22		5	1.4	14	8	10	2	2	4	2.9					
地区社協計	4,121	369	2,388	1,364	33.1	589	229	13	144	3.5	221	133	176	21	24	5.4	4.3	27	2			
日吉・水上地区社協	榎本	181	17	100	64	35.4	28	7	4	8	6.6	5	3	5		2.8	2.8	1				
	小榎本	52	2	29	21	40.4	14	1		3	5.8	2	0	2		3.8	3.8					
	徳増	266	18	159	89	33.5	44	16	3	15	6.8	13	4	8	5		4.9	3	2			
	桜谷	167	12	91	64	38.3	19	8		10	6	13	8	9	4		7.8	5.4				
	長富	86	7	47	32	37.2	12	2	1	4	5.8	2	1	2			2.3	2.3				
	輪谷	479	59	286	134	28	65	27	1	20	4.4	22	11	15	4	3	4.6	3.1	7	1		
	立島	342	35	224	83	24.3	30	15	1	10	3.2	18	8	10	6	2	5.3	2.9	4	2		
	針ヶ谷	406	39	222	145	35.7	55	28	4	18	5.4	18	11	14	3	1	4.4	3.4	2			
	高山	111	11	55	45	40.5	16	9		4	3.6	6	4	4		2	5.4	3.6				
	大庭	122	7	64	51	41.8	20	8		8	6.6	6	5	4	1	1	4.9	3.3	1			
大津倉	172	3	110	59	34.3	22	6		6	3.5	16	11	14	2		9.3	8.1	1				
田代	65	1	35	29	44.6	11	3		7	10.8	6	6	6			9.2	9.2					
刑部	699	59	393	247	35.3	93	43	3	31	4.9	46	30	37	5	4	6.6	5.3	9				
金谷	213	29	113	71	33.3	28	8		6	2.8	3	3	3			1.4	1.4	6	1			
地区社協計	3,361	299	1,928	1,134	33.7	457	181	17	150	4.5	176	105	133	30	13	5.2	4	33	4	23		
長柄町全体	7,482	668	4,316	2,498	33.4	1,046	410	30	294	3.9	397	238	309	51	37	5.3	4.1	60	6	90	278	

※要介護認定率は「要介護+要支援」/「人口(地区ごと)」で算出、住所地特例は除外
 ※人口には外国人を含む
 ※各種手帳保持者数の「内訳」65歳以上は2015年中に65歳を迎える人数

※長生郡市身障手帳保持率 4.2%
 (平成26年3月31日時点)

◎資料 2

～地域福祉に関する各種事業～

実施主体	区分	事業名称	事業概要
長柄町	高齢者 福祉	◎介護保険 ◎地域包括支援センター (地域支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・各種介護保険サービスの利用、介護認定等 ①新しい介護予防・日常生活自立支援総合事業 介護予防・生活支援サービス事業 / 一般介護予防事業 ②包括的支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの運営 介護予防ケアマネジメント事業 / 総合相談支援 / 権利擁護事業 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 / 地域ケア会議の充実 ・在宅医療・介護連携の推進 ・認知症施策の推進 ・生活支援サービスの体制整備
		◎生活管理指導員派遣事業 (ホームヘルプサービス) ◎生活管理指導短期宿泊事業 (ショートステイ) ◎給食サービス事業 ◎緊急通報システムの設置 ◎介護用品給付事業 ◎家族介護慰労事業	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定では「自立」程度でも社会的対応が困難な高齢者に町社会福祉協議会介護サービス事業所のヘルパーを派遣する事業 ・介護サービス適用外の高齢者を見守っている家族等が一時的に見守りができなくなったり、社会対応が困難な高齢者の改善や指導の目的で施設に短期間宿泊させる事業 ・ひとり暮らしの高齢者等に週1回昼食を配食し安否確認や食生活習慣の改善を図る。町社会福祉協議会が実施 ・ひとり暮らしの高齢者等の自宅に緊急通報装置を設置し、安否確認や緊急時の対応を行う ・在宅の重度要介護高齢者等に介護用品を支給 ・在宅の重度要介護高齢者等を介護する町民税非課税世帯の家

		族に慰労金を支給する
障がい者福祉	<ul style="list-style-type: none"> ◎各種手帳の交付 ◎障害福祉サービスⅠ（介護給付） ◎障害福祉サービスⅡ（訓練等給付） ◎重度心身障害者（児）医療費助成 ◎所得税・町県民税の軽減 ◎（軽）自動車税・自動車取得税減免 ◎その他各種減免 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体、知的の障がい者手帳、精神保健福祉手帳の交付 ・居宅介護、短期入所他 ・自立訓練、就労支援、グループホーム他 ・障がい者の医療費の一部を助成します ・障がい者扶養（本人）控除による税負担軽減 ・障がい者の通院などに専ら供する（軽）自動車について自動車税や取得税を減免 ・NHK受信料減免、JR・航空等運賃、高速道路料金割引
	◎障がいのある子どもを対象としたサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・通所・入所支援、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、心身障害者扶養共済、育成医療（18歳未満）、小児慢性特定疾患医療
※地域生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ◎移動支援 ◎日常生活用具給付事業 ◎地域活動支援センター設置 ◎相談支援 ◎コミュニケーション支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での自立生活と社会参加を促すための外出支援 ・自立生活支援用具の給付を行う ・障がい者の社会交流促進を図る（委託） ・地域の障がい者および家族の相談窓口（委託） ・意思疎通のための手話通訳の派遣等（委託）
子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ◎妊婦支援 ◎乳児支援 ◎乳幼児支援 ◎各種予防接種 ◎児童手当 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子手帳交付、妊婦健診公費負担、訪問指導 ・乳児健診公費負担、新生児訪問・乳児相談、ブックスタート事業 ・幼児（1歳6か月、3歳）健診、おむつ用ゴミ袋支給事業、おむつ代助成事業 ・各種予防接種 ・0～中学校卒業時まで一定額を給付する

		<ul style="list-style-type: none"> ◎子ども医療費助成事業 ◎養育医療費助成 ◎子育て相談・支援窓口 ◎こども園・子育て支援センター ◎学童クラブ（放課後児童健全育成） ◎児童扶養手当 ◎福祉医療（母子・父子家庭） 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費の自己負担分を助成 ・未熟児の入院医療費の一部を助成 ・児童相談所（TEL 27-5507）・長生保健所（長生健康福祉センター TEL 22-5167）・主任児童委員 ・支援センター開放、一時保育事業など ・保護者が勤労等により放課後や昼間家庭にいない児童に対し放課後や長期休業時に遊び等の場を与えて健全な育成を図ります。 ・ひとり親家庭、父または母に一定の障がいがある場合、親に代わってお子さんを養育している方に支給 ・母子・父子家庭の医療費を一部助成 											
	その他 福祉	<ul style="list-style-type: none"> ◎生活保護 ◎民生委員・（主任）児童委員 ◎心配ごと相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・最低限度の生活を保障し早期の自立を促す制度 ・地域の福祉の身近な相談窓口 ・生活の中で生じた困りごと等について月2回相談に応じる相談所を開設します 											
(連絡先)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">◎介護保険サービスの利用・・・住民課保険住民班</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">TEL 0475-35-2113</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">（各種相談・介護予防）</td> <td style="padding-left: 20px;">地域包括支援センター</td> <td style="text-align: right;">TEL 30-6000</td> </tr> <tr> <td>◎その他福祉サービス全般・・・</td> <td>健康福祉班</td> <td style="text-align: right;">TEL 35-2414</td> </tr> <tr> <td>◎こども園・子育て支援センター</td> <td>ながらこども園</td> <td style="text-align: right;">TEL 35-3102</td> </tr> </table>			◎介護保険サービスの利用・・・住民課保険住民班	TEL 0475-35-2113	（各種相談・介護予防）	地域包括支援センター	TEL 30-6000	◎その他福祉サービス全般・・・	健康福祉班	TEL 35-2414	◎こども園・子育て支援センター	ながらこども園	TEL 35-3102
◎介護保険サービスの利用・・・住民課保険住民班	TEL 0475-35-2113													
（各種相談・介護予防）	地域包括支援センター	TEL 30-6000												
◎その他福祉サービス全般・・・	健康福祉班	TEL 35-2414												
◎こども園・子育て支援センター	ながらこども園	TEL 35-3102												

長柄町 社会福祉 協議会	高齢者 福祉	<ul style="list-style-type: none"> ◎ミニデイサービス事業 ◎給食サービス事業（町受託事業） ◎シルバー人材センター事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の介護予防や機能の維持を図る ※町当該項目参照 ・高齢者に能力の範囲での就労の機会を提供し、生きがいの維
--------------------	-----------	--	--

		◎介護保険サービス事業所	持や社会生活の維持を図る ・介護保険法による居宅介護支援や訪問介護を行う
障がい者福祉		◎生活管理員派遣事業（ホームヘルプサービス、町受託事業） ◎障害者総合支援法に基づく居宅介護運営事業 ◎自立支援移送事業（福祉タクシー）	※町当該項目参照 ・障がい者の地域社会での生活を促進するために居宅介護事業を行う ・障がい者、要介護者や移動手段の確保が困難な高齢者等で認定を受けた者が通院などをする際に利用できる有償移送事業
子育て支援事業		◎学童クラブ（放課後児童健全育成、町受託事業）	※町当該項目参照
その他福祉全般		◎日常生活自立支援事業（すまいる） ◎ボランティア育成・コーディネーター業務の推進 ◎共同募金・歳末たすけあい運動等地域福祉事業 ◎生活援護資金・生活福祉資金貸付事業 ◎心配ごと相談事業（町受託事業） ◎福祉センター管理運営事業（町受託事業）	・判断能力に不安のある高齢者や障がいをお持ちの方の財産管理などを行います ・ボランティア人材の発掘および養成と既存のボランティア団体（長柄町ボランティア、日赤奉仕団など）の連絡調整 ・赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金による地域福祉団体への助成や義捐金・支援品の配布 ・低所得世帯で生活に不安を抱いたり困難になった方に対して一時的に必要な資金を貸し付け、必要な相談支援を行います ※町当該項目参照 ※町当該項目参照
(連絡先)	町社会福祉協議会事務局・シルバー人材センター （心配ごと電話相談） 町社協介護サービス事業所	TEL 0475-30-7200 35-0260 ※開催日は「広報ながら」に記載 30-7300	

長柄町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 長柄町における地域福祉推進のために、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定による長柄町地域福祉計画（以下「福祉計画」）を策定することを目的として長柄町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」）を設置する。

(委員)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる団体に所属する者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 自治会
- (2) 民生委員・児童委員協議会
- (3) ボランティア活動団体
- (4) ボランティアコーディネーター
- (5) 障がい者団体
- (6) 高齢者団体
- (7) 地域福祉団体
- (8) 行政機関職員
- (9) 学識経験者
- (10) その他町長が必要と認めた者

(委員長および副委員長)

第3条 委員会に会務を統括し、代表する委員長と委員長を補佐する副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数以上で決し、可否同数のときは議長がこれを決す。

4 委員長が必要であると認めるときは関係者、または委員長が委嘱した外部の学識経験者等の出席を求め意見を聞くことができる。

(作業部会)

第5条 委員会は福祉計画策定に必要な情報収集や研究のため作業部会を設置することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は住民課健康福祉班内に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会運営や計画策定に関し必要な事項は、委員長が別に定める

附 則

この告示は、平成27年3月18日から施行する。

長柄町地域福祉活動計画策定委員会設置要領

(目的)

第1条 長柄町における地域福祉推進のために、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定による長柄町地域福祉計画（以下「福祉計画」）の実現のため社会福祉法人長柄町社会福祉協議会（以下「町社協」）が長柄町と一体となって福祉サービス行っていく指針としての長柄町地域福祉行動計画（以下「行動計画」）を策定するため長柄町地域福祉行動計画策定委員会（以下「委員会」）を設置する。

(委員)

第2条 委員会の委員は、長柄町地域福祉計画策定のため町長が委嘱した者を充て、会長が委嘱する。

(委員長および副委員長)

第3条 委員会の委員長および副委員長は長柄町地域福祉計画策定委員会と同様とする。

(会議)

第4条 会議の成立要件は長柄町地域福祉計画策定委員会と同様とする。

(作業部会)

第5条 委員会は行動計画策定に必要な情報収集や研究のため作業部会を設置することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は町社会福祉協議会事務局に置く。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会運営や計画策定に関し必要な事項は、委員長が別に定める

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

長柄町地域福祉計画策定委員会委員
 長柄町地域福祉活動計画策定委員会委員
 名 簿

役職	氏名	選出区分
委員長	保川 秀雄	学識経験者
副委員長	吹野 美才	ボランティア・コーディネーター
	廻矢 茂雄	町自治会第3支会長
	高橋 やす子	民生委員・児童委員協議会
	鈴木 元子	長柄町ボランティア
	横尾 弘子	障害者福祉会
	大塚 義衛	生涯クラブ
	古坂 信之	日吉・水上地区社協
	蒔田 功	町行政（住民課長）
	尾高 正男	設置要綱（第2条第10号）、町社協会長

(MEMO)

～水が輝き、緑が輝き、そして笑顔が輝くヒューマンリゾートながら～

(本計画に対する連絡先)

(地域福祉計画について)

長柄町役場 住民課健康福祉班 TEL0475-35-2414

(地域福祉活動計画について)

社会福祉法人長柄町社会福祉協議会 TEL0475-30-7200